

別表第 1（第 4 条関係）

区 分	補助金額
引っ越し補助金	引っ越しに要した経費の 2 分の 1（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と 10 万円のいずれか低い額とする。
住宅家賃補助金	家賃から住宅手当等相当額を控除した月額額の 2 分の 1（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）と 2 万円のいずれか低い額とする。